



令和8年度

北播磨地域づくり活動応援 事業(一般枠)補助のご案内

地域団体等がネットワークを広げること等により、地域課題の解決を図り、地域を活性化する実践活動に対して支援します。

地域づくりに取り組む皆さんを応援するため、この補助制度を設けていますので、積極的にご活用ください。



申込期間

令和8年3月23日(月)

～令和8年4月13日(月)

令和4年度から補助回数の上限
(原則3回まで)を設けています。

【問い合わせ先】

兵庫県北播磨県民局 県民躍動室 県民課

〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2 TEL : 0795-42-9516 FAX : 0795-42-7535

※当事業は、兵庫県議会において、令和8年3月下旬に「令和8年度当初予算案」が議決されることが前提となります。

※本事業に補助団体として採択された場合は、「北播磨地域ビジョン 2050」で掲げる将来像の実現に向けた活動を行う団体として「北播磨地域ビジョン推進チーム」と位置づけさせていただきます。

北播磨地域ビジョンの詳細はこちら→



1 補助の要件

(1) 対象事業

下記の要件にいずれにも当てはまるもの

- ア 地域団体の企画力の強化、情報ネットワーク機能の強化、又は組織基盤・事務局機能の強化のための取り組みであること
- イ 他の地域団体のモデルとなること
- ウ 地域社会の共同利益の実現につながる事

重点的に補助する事業

- 他の地域団体等と協働した取組
(注)「協働」とは、事業の計画や運営を共に行うことで、PR協力や会場提供、イベント当日の出演のみ等の単なる協力は含みません。
- 市町域を越えた広域的な事業
- 補助事業をきっかけとして、来年度以降も自主的に継続的に実施する事業
(補助金がなくなった場合の継続方法も検討してください。)
- SDGs の啓発や意識向上につながる事業
- 「ふるさと北播磨」の趣旨に沿う事業
※「ふるさと北播磨」の概要は、このリーフレットの末尾をご覧ください。

【対象となる事業の例】

- 性別や年齢、障がいの有無、出身等の属性の違いを超えて誰もが参加できる地域振興イベント
- イベントなどを通じて地域内外における交流促進や協働による地域活性化、魅力あるまちづくりにつながる事業

◆対象とならない事業

- ・ 従来から自主財源で実施している事業と同じ内容の事業
- ・ 昨年度までに補助を受けた事業と同じ内容の事業
- ・ 財産の形成又は営利を目的とした事業
- ・ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ・ 反社会的活動又は公序良俗に反する事業
- ・ 兵庫県以外の補助金を受けている事業
- ・ 県及び市町等の補助制度の廃止に伴う財源の振替事業
- ・ 補助回数が令和4年度から起算して3回を超える事業（共催団体からの申請を含む）

(2) 対象団体

自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、まちづくり協議会等、地域活動に取り組んでいる団体（規約や代表者を決めていること）

※NPO法人については地域団体と協働して事業を実施してください。

2 補助内容

(1) 補助金額

補助回数が **1 回目:30 万円**以内、**2 回目:20 万円**以内、**3 回目:15 万円**以内
(補助額は千円単位)

(2) 対象事業の期間

令和8年4月1日(水)～令和9年2月28日(日)

(注) 提案発表会(審査会)までに事業着する場合は、下記3の応募書類と併せて交付決定前の事業着手届を提出してください。

◆対象費用◆

講師謝金、印刷製本費、活動資材費、使用料 等

◆対象外費用◆

- ・耐用年数が1年以上の備品購入費、人件費、飲食代等
- ・領収日が事業期間外の経費

詳細は、別紙「北播磨地域づくり活動応援事業 補助対象経費について」をご覧ください。また、不明な点があれば事前に事務局までご確認ください。

3 応募方法

指定の様式に必要な事項を記入し、表紙に記載の申込期間までに【応募書類】一式を
ご持参ください。

なお、ご持参時に書類の確認を行いますので、事前にご予約ください。

【応募書類】

- ① 令和8年度北播磨地域づくり活動応援事業補助金申込書
(様式第1号:申込書、別紙1:事業計画書、別紙2:収支予算書、別紙3:団体概要書)
- ② 団体規約等、名簿
- ③ 団体活動履歴書
- ④ 交付決定前の事業着手届(提案発表会(審査会)までに事業着手する場合のみ)

※申込書様式は下記の県ホームページからダウンロードできます。

URL ⇒ <http://web.pref.hyogo.lg.jp/nhk02/chiikidukuri2026.html> →

令和8年度北播磨地域づくり活動応援事業

検索



【問い合わせ先】

兵庫県北播磨県民局 県民躍動室 県民課

〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2 TEL : 0795-42-9516 FAX : 0795-42-7535

4 補助団体と補助金額の決定

★10万円を超える補助金を申請する場合

提案発表会（審査会）において、プレゼンテーション（事業説明）をしていただき、補助団体及び補助金額を決定します。このため、提案発表会を欠席されると、補助を受けることはできません。

○プレゼンテーションについて

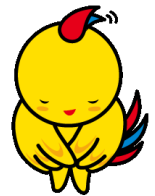
代表者（1～2名）により口頭で事業説明（3分以内）を行っていただきます。

なお、プレゼンテーション後、審査委員から質問を受けることがあります。

★10万円以下の補助金を申請する場合

書面審査のうえ提案発表会（審査会）において補助団体及び補助金額を決定します。
（提案発表会への出席は不要です。）

※審査会の結果によっては、採択できない又は補助金額を減額する場合がありますので、ご了承ください。



5 補助の流れ

- (1) 申込書提出（令和8年3月23日（月）～令和8年4月13日（月））
- (2) 提案発表会（審査会）への出席（5月下旬を予定）
*10万円以下の申請団体は出席の必要はありません。
- (3) 補助金額内示通知
- (4) 補助金交付申請・交付決定
- (5) 事業実施（事業の様子が分かる写真の撮影をお願いします。）
*提出いただいた写真については、事例集等で使用します。
- (6) 活動実績の提出（事業終了後30日又は令和9年3月15日のいずれか早い日）
（報告書とともに写真、領収書の写し等を提出いただき、補助金をお支払いします。）
- (7) 優秀団体の報告会への参加（令和9年8月を予定）

「ふるさと北播磨」とは…

「生まれ育った北播磨」「生活（くらし）続ける北播磨」を大切に思う心を育み、
魅力を再発見・再認識し、内外に発信しようという取組です。

住んでいる所への
愛着やふるさとの人々
との絆は、思いやりの
心をはぐくむとともに、
地域づくりの原動力に
なります。

北播磨の住民の心の
よりどころとなる「ふるさと
北播磨」が、いつまでも
元気で活力あふれる地域
であるために活動して
いきましょう。



将来にわたって
北播磨の元気を維持・創造
していくためには、この
ふるさと意識を持った人材
の育成が大切と
なってきます。